

「出資金払戻請求書」兼「退職組合員加入承認申請書」

HP

【ご退職された組合員の方へ】ご退職後、お預かり出資金のお取扱いおよび組合員資格の継続等について、定款により「出資金払戻請求書」の提出が必要となります。お手数をおかけしますがご利用状況をご確認のうえ、この用紙をご返信お願いいたします。ご不明点は学生協までご連絡ください。(☎0120-24-6294 学生協管理課)

記入日： 年 月 日

組合員番号		退職年月日	(西暦) 年 月 日
(フリガナ) 氏名		最終所属名	
〒 □ □ □ - □ □ □ □		自宅 ()	-
		携帯 ()	-
マイページ未登録の方は書きいただいたメールアドレスがログイン時のアドレスとなります。(登録完了はご本人様をお願いします) 速やかな情報発信を行うためマイページ、メールアドレスの登録にご協力ください。			
E-mail _____ @ _____			

【退職後継続組合員】にかかると意思確認 (裏面の注意事項もお読みください)

ご退職後について、継続・脱退のいずれかを選択してください。希望される項目にまたは○印をお願いします。

「継続」 退職組合員に加入申請します (退職後も学生協事業を利用します)

千葉県学校生活協同組合 理事長 殿

千葉県学校生活協同組合の定款および退職組合員資格規程・退職組合員資格規程細則に基づき、組合員の加入申請をいたします。

- ・お預かり出資金より継続出資金 1,500 円を差し引いて返還いたします。下記の送金口座欄をご記入ください。ただし出資金総額 2,100 円未満の方は全額そのままお預かりさせていただきます。その後年会費等はございません。
- ・チラシ等の自宅配送について希望する項目にをお願いします。→ 希望する 希望しない

「脱退」 学生協を脱退します (今後学生協事業を利用しません)

現在お預かりしている出資金を全額返還いたします。学生協の事業はすべてご利用できなくなります。

- ・次に該当する方はをお願いします → 退職後も再任用等で県内学校に勤務しますが、学生協は利用しません。
- ・加入団体保険のお取り扱いについて → 各保険会社へ解約または個人契約変更のお手続きをお願いします。
この用紙では保険の解約手続きはできませんのでご注意ください。

上記の事由により「定款第 13 条」に基づき、出資金の払戻しを請求いたします。下記口座へ送金ください。

金融機関	銀行 ・ 労働金庫 ・ 農協 信用金庫 ・ 信用組合		支店名※	本店 支店
金融機関コード	店番号※	預金種目 (いずれかに○) ・普通 ・当座 ・貯蓄	口座番号 (右づめ)	
フリガナ			※ゆうちょ銀行の方は支店名・店番号欄に数字 3 桁の	
口座名義			【店名】【店番】(例：〇五八・058) をご記入ください。	

【個人情報の取扱い】 「出資金払戻請求書」兼「退職組合員加入承認申請書」にご記入された情報(氏名住所・電話番号・メールアドレス・口座等)は、組合員管理・請求業務・各種ご案内等に使用し、それ以外には使用いたしません。

【お問い合わせ・ご連絡】 千葉県学校生活協同組合 管理課 宛 (受付 9 時～17 時 土日祝日は休業)

TEL 0120-24-6294 FAX 0120-55-2130 www.jcgsk.com ← 千葉県学生協で検索

申請時の注意事項

組合員の継続・脱退についてご利用状況をご確認ください。

1 グループ保険にご加入の場合

継続 ⇒ 保険を継続いただけます。(詳細については下記明治安田生命保険会社へお問合せください。)

脱退 ⇒ 継続不可となるため保険解約のお手続きが必要になります。解約のご確認が取れない場合は出資金の返還を保留とする場合がございます。

※脱退される方は下記までご本人様より保険解約の手続きをお願いします。

連絡先：明治安田生命保険相互会社 公法人第二部

TEL：03-5289-7146 月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

2 アフラック・東京海上日動火災保険（自動車・がん）・三井住友海上火災保険（自動車）にご加入の場合

継続 ⇒ 継続して団体割引が適用されます。

脱退 ⇒ 保険の継続は可能ですが、団体割引が適用されません。

脱退される方はご本人より取扱い代理店へ個人契約変更のお手続きをお願いします。

3 かんぽ生命に加入されている場合

現職退職後は学生協の継続・脱退に関わらず団体契約扱いが終了となります。ご本人様より個人契約変更のお手続きをお願いします。連絡先：千葉中央郵便局 窓口営業部 TEL：043-246-0303

4 大樹生命・明治安田生命・ジブラルタ生命・富国生命・マニユライフ生命にご加入の場合

所属勤務（再任用・講師等含む）を終了されると学生協の継続・脱退に関わらず団体契約扱いが終了となります。各保険会社へご本人より個人契約変更のお手続きをお願いします。

学生協取扱いの団体保険	退職後勤務（再任用・講師・市職員等）※	退職組合員	脱退
1 グループ保険	○	△	×
2 アフラック・東京海上日動火災・三井住友海上火災	○	○	×
3 かんぽ生命	×	×	×
4 上記以外の団体保険	○	×	×

○：ご利用できます

△：一部ご利用できない商品があります

×：ご利用できません

※知事部局、私立学校は学生協の所属外となります。所属先についてご不明な場合はお問合せください。

◇DCVISAゴールドカード・ETCカードをご利用

◇ガソリンカード（ENEOS ASSOC・出光トラスト&フレックス）をご利用

継続 ⇒ 年会費無料で継続してご利用いただけます。新規でお申込みも出来ます。

脱退 ⇒ ご利用できなくなります。カードの磁気部を裁断してこの用紙と同封しご返却ください。

※以上のカード類について「脱退」を選択された方については、ご本人破棄等でカード本体の返却がない場合も、学生協よりカード会社に解約手続きをいたしますのでご了承ください。

◇学生協マイページ・その他WEBサービスのご利用

継続 ⇒ 継続してご利用いただけます。各種キャンペーン等にもご参加いただけます。

脱退 ⇒ マイページの閲覧、デジタル組合員証のご利用は出来なくなります。組合員証アプリの削除は各自お願いいたします。出資金返還までは閲覧可、ご案内メール等が届きますのでご了承ください。

◇チラシ等の物販のご利用（継続の方のみ）

希望される方へ学生協のチラシを定期的にご自宅へお届けします。この用紙表面の記入欄でお申込みください。

退職後のお支払方法について（継続の方のみ）

保険料、物販等の利用代金のお支払いは預金口座から自動振替となります。お手数をおかけしますが学生協へ「預金口座振替依頼書」をお申し付けください。自動振替手続きが完了するまでは払込票を発行いたします。

出資金返還について

・返還日は8月末または3月末の年2回となります。各返還月の1ヶ月前までに用紙をご提出ください。

返還前に返金口座の内容に変更が生じましたらご連絡ください。返還完了の通知はお送りいたしませんので記帳等でご確認をお願いします。

・「脱退」を選択した方について、返還時までにご利用代金の未払い（分割の場合は残額一括のご請求となります）、グループ保険解約のお手続きが確認できない場合は、出資金の返還を保留とする場合がございます。